

通算法人の控除限度額の計算等に関する明細書

事業 年度等	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

別表六(二)付表五 令七・四・一以後終了事業年度等分

Ⅰ 通算法人の法人税の控除限度額の計算に関する明細書									
当期の法人税の調整前控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一「2」－「3」)－(別表六(五の二)「5の③」)－(別表十七(三の六)「1」) (マイナスの場合は0)		1	円	当期の法人税の調整前控除限度額の計算	(19)の金額が0を超える場合	非課税国外所得金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14の計」)	20	円
	法人税額の合計額 (別表十八(一)「9の計」)		2			0を超える場合	非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「15の計」)	21	
	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)		3				(20)のうち(21)に達するまでの金額	22	
	繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)		4				加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「16の計」)	23	
	通算対象欠損金額の損金算入額 (別表七の二「5」)		5				加算調整額 $(22) \times \frac{(19)}{(23)}$	24	
	通算対象所得金額の益金算入額 (別表七の二「11」)		6			調整前国外所得金額が0を超える場合	調整前国外所得金額 (19) + (24)	25	
	当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23の計」)		7				(19)の調整前国外所得金額の合計額 (別表十八(一)「17の計」)	26	
	通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額 (別表四付表「9の①」)		8				(14) × 90%	27	
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)		9				(26)－(27) (マイナスの場合は0)	28	
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)		10				調整金額 $(28) \times \frac{(19)}{(23)}$	29	
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)		11			調整前控除限度額の計算	調整国外所得金額 (25)－(29)	30	
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)		12				調整前控除限度額 $(2) \times \frac{(30)}{(14)}$	31	
	計 (3) + (4) + (5)－(6)－(7) + (8) + (9)－(10)－(11) + (12)		13		当期の法人税の調整前控除限度額の計算	(31)の金額が0を超える場合	調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「19の計」)	32	
	所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11の計」－「12の計」) (マイナスの場合は0)		14				調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「20の計」)	33	
	当期の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)		15				控除限度調整額 $(32) \times \frac{(31)}{(33)}$	34	
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「46の①」)		16				法人税の控除限度額 (31)－(34) (マイナスの場合は0)	35	
	非課税国外所得金額 (別表六(二)「46の②」) + (別表六(二)付表一「26」)		17			法人税の控除限度額の計算			
	(17)のうち0を超える金額		18						
	加算前国外所得金額 (15) + (16)－(18)		19						

Ⅱ 通算法人の地方法人税控除限度額の計算に関する明細書

地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (別表一「2」－「3」) + (別表六(六)「9の②」) + 「9の③」)	36	円 000	(39)の金額が0を超える場合	調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「33の計」)	40	円
	地方法人税額 (36) × 10.3%－((別表六(五の二)「5の③」) + (別表十七(三の六)「1」)－(別表一「2」－「3」))と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	37		控除限度調整額の場合	調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「34の計」)	41	
	地方法人税額の合計額 (別表十八(一)「31」の計)	38			控除限度調整額 $(40) \times \frac{(39)}{(41)}$	42	
	調整前控除限度額 (38) × $\frac{(30)}{(14)}$	39			地方法人税控除限度額 (39)－(42) (マイナスの場合は0)	43	